

赤磐市移住促進パンフレット企画作成業務に関する仕様書

1. 業務名

赤磐市移住促進パンフレット企画作成業務

2. 目的

赤磐市の暮らしやすさを発信し、本市へのU・I・Jターン等による移住を促進するために、赤磐市の移住関連情報をまとめたパンフレットを作成する。本市の様々な魅力資源を分かりやすくデザイン性の高い内容により、視覚的にPRしながら情報発信を行うことを目的とする。

また、本パンフレットは、移住に関する相談業務・移住イベント等で配布のほか、移住関連施策に広く活用することを前提とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 業務内容等

パンフレットを作成するにあたり、全体構成の検討からその作成に係る取材、写真撮影、デザイン、編集（レイアウト等）、文章作成、校正、印刷製本等の一切を行うこととする。

（1）コンセプト

- ①移住を考えている人に向けた情報発信源として、赤磐市で暮らしたいと思えるような、写真（人物や赤磐市の住環境、子育て施設、公共施設、自然の風景など）やイラストなどを多用し、実際に住んでいる人及び事業者等を取材し、豊かで多彩なライフスタイルがより分かりやすく、視覚的に理解しやすい構成にすること。
- ②本市の魅力（まちと田舎がバランスよく調和した生活環境、交通利便性、豊かな自然、人の温かさ、子育て環境等）について、主に子育て世代を中心に訴求できる情報を発信し、子育て世代の共感が得られるようなデザインにすること。
- ③本市の強みを分析し、競合他自治体との差別化を図るための「独自の切り口」を提案すること。
- ④統計的なデータ、数値を活用して、客観的に市の実態を伝えることができるようにすること。

（2）掲載内容

掲載内容（案）については、以下とする。また掲載順序及び掲載量は指定しない。

また、下記以外で移住希望者にとって効果的と考えられる内容があれば、提案すること。

掲載項目	備考（一例）
市の基本情報、特徴	数値等のデータや地図のイラスト、概要、気候、交通アクセス、駅、バス、IC、買い物エリア など
市の環境、魅力	生活環境（田園風景などの自然や直売所などのスポット、駅や住宅街の様子） など
子育て	妊娠期からの支援サービス、子育て支援センターなどの様子、公園や図書館などの親子で楽しめるスポット、サービスや施設利用者の声 など
教育	教育環境や特色のある体験授業、スポーツ交流、学校給食 など
働く環境	職住近接や支援制度などの紹介、移住及び転職した人の声 など
移住者インタビュー	子育て世帯を2組想定

5. 仕様

下記を基本とするが、本業務に適したものがあれば、提案すること。

- ①サイズ：A4版
 - ②項数：両面折り12ページ程度（表裏表紙含む）
 - ③色数：フルカラー
 - ④製本：中綴じ
 - ⑤紙質：マットコートもしくは同等以上
 - ⑥部数：2,000部
 - ⑦データ：赤磐市ホームページに掲載して閲覧ができる形式とする。なお、制度や施設の名称変更、各種数値情報等の変更が見込まれる部分について、市で修正が可能なものとする。
- ※詳細は、契約後の協議により決定する。

6. 成果品

(1) パンフレット

- ①納品場所 指定場所
- ②納品形態 100部ごとに包装紙で梱包するか、帯をつけること。

(2) パンフレットデータ

- ①納品場所 指定場所
- ②納品方法 赤磐市ホームページに掲載して閲覧ができる形式のデータを納品すること。

(3) パンフレット掲載資料データ

- ①納品場所 指定場所

②納品方法 取材写真、素材データ（高解像度）1式を納品すること。

(4) その他

データ形式については別途協議する。

7. 納品場所

岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市 総合政策部 政策推進課 地域創生班

8. 留意事項

(1) 実施計画書

受注者は、本業務の委託契約後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。また、実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。

(2) 打ち合わせ及び校正

受注者は、発注者に対し、業務の進行状況及び課題について随時報告を行うとともに、業務履行にあたっての調整または確認を行うため適宜打ち合わせを行う。なお、校正は3回以上とする。また、打ち合わせは原則として、赤磐市役所にて対面により実施する。

(3) 成果物に関する権利の帰属

①本事業に係る所有権や著作権は、原則として赤磐市役所に帰属する。受注者は、成果物に関する受注者の著作権を、成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。

②発注者は成果物の内容の全部または一部を受注者の承諾なく自由に公表することができる、また複製することができる。

③パンフレットデータについては、制度や施設の名称変更、各種数値情報等の変更が見込まれる部分について、市で修正が可能なものであること。

④受注者は、発注者が成果物の利用目的の実現のために、市で内容を修正しようとするときは、その修正に同意する。

※想定される修正

制度や施設などの名称変更に伴う修正

各種数値情報の最新データへの修正

⑤成果物について、やむを得ず、著作権を譲渡できない写真や文章などを使用する場合は、事前に申し入れを行い発注者の了解を得ること。

(4) その他

- ・取材や撮影等にあたって必要となる手続きは、受注者の責任のもと適切に行うこと。
- ・受注者は、掲載する施設等から掲載の承諾を得ること。
- ・業務に必要な資料の収集や写真等の撮影は受注者が行うものとし、市は既存資料や写

真の提供など受注者の業務の遂行に適宜協力するものとする。

- ・業務において経費（モデル料、施設入場料、交通費等）が必要な場合は、受注者においてすべての手続きを行い、その経費を負担すること。
- ・パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作権である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うこととする。

9. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。受注者は、この業務を行うにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

10. その他

本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。